

令和2年12月25日(金曜日) 午後2時8分 開 議

●議事日程第1号 12月25日(金曜日)

第1 開 会

第2 会期の決定

第3 行政報告及び提出議案説明

第4 議案第6号 令和2年度飯塚地区消防組合補正予算(第1号)
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

第5 議案第7号 飯塚地区消防組合消防本部消防署設置条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

第6 議案第8号 飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

第7 議案第9号 専決処分の承認(飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例)
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

第8 議案第10号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

第9 認定第1号 令和元年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定
(提案理由の説明、決算審査報告、質疑、討論、採決)

第10 報告第2号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこ
れに伴う和解)
(報告、質疑)

第11 一般質問

第12 署名議員の指名

第13 閉 会

●会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 2 時 8 分 開会

◎議長（上野 伸五）

△開会

出席議員が定足数に達しておりますので、これより令和 2 年第 3 回飯塚地区消防組合議会定例会を開会いたします。

△会期の決定

会期の決定を議題といたします。おはかりいたします。本定例会の会期は、12月25日、1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、12月25日、1日と決定いたしました。

△行政報告及び提出議案

◎議長（上野 伸五）

組合長の行政報告及び提出議案の説明をお願いいたします。片峯組合長。

○組合長（片峯 誠）

本日、令和 2 年第 3 回消防組合議会定例会を招集するに当たり、本年 2 月定例会以降、本日までの事務事業の概要を報告し、審議の参考に供します。

はじめに、飯塚地区消防組合組織再編実施計画に基づき、昨年度より工事を進めておりました桂川分署、飯塚消防署及び岩崎出張所の庁舎建設事業について報告いたします。

桂川分署は、8月24日に竣工し、9月27日に落成式を行い、10月16日から業務を開始しております。

次に、飯塚消防署及び岩崎出張所につきましては、それぞれ11月25日と27日に竣工いたしましたので、飯塚消防署は、来年2月5日に、岩崎出張所は、4月2日に業務を開始する予定であります。

次に、救急救命士の養成につきましては、教育研修計画に基づき、国家試験に合格した2名に2か月間の就業前研修を、資格取得後2年ごとの再教育として14名に、48時間の病院内研修を実施した他、東京研修所及び九州研修所で実施される養成課程に各1名を入校させております。

次に、11月7日に飯塚消防署において消防フェスタを開催し、事前に募集した30組の親子の参加を得て家庭内の防火意識の普及・啓発を図りました。

一方、例年実施している「幼年消防ふれあいまつり」及び「防火ポスターコンクール」については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業を中止といたしました。

次に、一般住宅等の防火診断につきましては、本年はコロナ禍の影響で直接指導が困難であったため、令和元年度に発生した火災原因をもとに発生事例をホームページに掲載し、類似火

災の発生防止を呼びかけ、火災予防の普及啓発を図りました。

次に、研修、訓練等の実施状況につきましては、職員の資質の向上を図るため、消防大学の警防科に1名、福岡県消防学校の初任教育に6名、各種専科教育課程に7名を入校させたほか、福岡県市町村職員研修所に3名を入所させました。

また、本年7月に発生した豪雨で被害が甚大であった熊本県芦北地区に、7月4日から7月16日まで延べ13日間、緊急消防援助隊福岡県大隊として、指揮隊、消火隊、救助隊、救急隊及び後方支援隊を、延べ9隊、32名を派遣いたしました。

次に、これより消防組合議会に提案いたします議案について申し上げます。

今議会に提案いたします議案等は、補正予算議案をはじめ7件であります。

はじめに、議案第6号は、令和2年度補正予算第1号でございます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8千189万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億288万円と定めております。

次に、議案第7号は、飯塚地区消防組合消防本部消防署設置条例の一部を改正する条例でございます。飯塚地区消防本部及び飯塚消防署の移転に伴い、位置を変更するものでございます。

次に、議案第8号は、飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例でございます。対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が本年8月に公布されたことに伴い、関係規定を整備するものでございます。

次に、議案第9号は、飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため専決処分といたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第10号は、本消防組合の公平委員会委員の任期満了に伴い、委員の選任につき本議会の同意をお願いするものでございます。

次に、認定第1号は、令和元年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定でございます。

次に、報告第2号は、専決処分の報告で、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解の報告であります。

議案の内容は、上程されました都度、担当者をして説明させますので、よろしくご審議のうえご議決いただきますようお願いを申し上げます、行政報告及び提出議案の説明を終わります。

△議案第6号 令和2年度飯塚地区消防組合補正予算第1号

◎議長（上野 伸五）

それでは、議案第6号「令和2年度飯塚地区消防組合補正予算第1号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。笹尾消防長。

○消防長（笹尾 清隆）

議案第6号「令和2年度飯塚地区消防組合補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

ます。お手元の令和2年度、飯塚地区消防組合補正予算書の1ページをお開き願います。

今回の歳入歳出予算の補正は、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出、それぞれ8,189万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、24億288万円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページに記載の「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

1ページに戻って頂きまして、第2条は、地方債の補正を定め、既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」によるものとしております。4ページをお開き願います。第2表地方債補正は、水槽付消防ポンプ自動車整備事業については、車両1台購入の契約額が確定したことと、高規格救急自動車整備事業については、今年の9月に高規格救急自動車が1台寄贈されたことにより限度額を変更するものでございます。

次に、補正予算の内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明いたします。6ページをお開き願います。

2歳入、1款、分担金及び負担金、1項、負担金、1目、組合費負担金、補正額1,158万4千円の追加は、令和2年度組合費負担金が確定したことによるものでございます。追加の主な理由といたしましては、地方交付税の消防費単位費用が、前年度と比較しまして、100円増の1万1,400円となっており、基準財政需要額常備消防費分が1万61円と前年度と比べまして77円増額になったことにより、組合費負担金が追加となるものでございます。

各市町の負担金の内訳については、右説明欄に記載のとおりでございます。

指令設備中間更新事業負担金については、各市町と協議した結果、令和元年度分と令和2年度分を合わせてご負担いただくこととなりましたので、令和元年度分を追加させていただいております。

次に、3款、財産収入、1項、財産運用収入、2目、利子及び配当金142万7千円の追加は、右説明欄記載のとおり、各基金の預金利子を計上いたしましたものでございます。

次に、4款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、消防施設整備基金繰入金4,499万円の減額は、第2表でご説明いたしました高規格救急自動車が寄贈されたことにより消防車両費充当分が減額となったことによるものと、庁舎移転に伴う指令設備再構築委託充当分について、仕様の見直しにより減額するものでございます。

次に、2目、財政調整基金繰入金5,440万6千円の減額は、財源調整のため繰り入れを予定しておりましたが、前年度繰越金が確定したことにより減額するものでございます。

次に、5款、1項、1目、繰越金1,516万1千円の追加は、前年度繰越金を計上するものでございます。

次に、6款、諸収入、2項、雑入、2目、雑入151万1千円の追加は、本年7月に発生した豪雨で被害が甚大であった熊本県芦北地区に、7月4日から7月16日まで延べ13日間、緊急消防援助隊福岡県大隊として、指揮隊、消火隊、救助隊、救急隊及び後方支援隊を、延べ9

隊、32名を派遣しました活動経費として、国が負担する費用151万1千円を計上するもの
でございます。

次に、7款、組合債、1項、組合債、1目、消防債1,230万円の減額は、先程、第2表地方
債補正でも説明いたしました、水槽付消防ポンプ自動車整備事業及び高規格救急自動車整備事
業の減額によるものでございます。

続きまして、8ページ、3歳出について、ご説明いたします。2款、総務費、1項、総務管
理費、1目、一般管理費の補正額は、31万5千円を減額いたしております。内訳は、12節、
委託料66万7千円を減額、24節積立金は、35万2千円を追加するものでございます。内容
につきましては、右説明欄記載のとおりでございます。

次に、3款、1項、消防費、1目、常備消防費の補正額は、1,924万9千円を減額いたして
おります。内訳を各節にそってご説明いたします。まず、2節、給料、507万7千円の減、3
節、職員手当等911万7千円の減、4節、共済費311万5千円の減、これら人件費の減額の主
な理由は、再任用職員数の減と、給与改定に伴う期末手当の率の引き下げによる減、及び標準
報酬月額の変動によるものでございます。

次に、8節、旅費75万1千円の減は、これは新型コロナウイルス感染拡大防止により事業
中止となった会議等の旅費の減によるもの、次に、10節、需用費137万3千円の減は、燃料
単価が下がったことによる燃料費の減によるもの、次に、11節、役務費3万3千円の追加は、
新型コロナウイルス対策により救急隊の感染防護衣の廃棄手数料が増えたことによる諸手数料
の増となっております。18節、負担金補助及び交付金10万円の減は、新型コロナウイルス
により中止となった職員研修の負担金の減によるものでございます。

次に、24節、積立金25万1千円の追加は、歳入でご説明いたしました、消防賞じゅつ金
基金の預金利子を積み立てるものでございます。

以上が、1目、常備消防費の説明でございます。

続きまして、2目、消防施設費の補正額は、5,324万3千円を減額いたしております。内訳
につきましては、右説明欄に記載のとおり、12節、委託料1,941万6千円の減は、指令設備
再構築委託において新システムの切り替え作業回数を3回から2回に減らしたことにより仕様
を見直したことによるものでございます。

次に、17節、備品購入費3,465万1千円の減は、歳入でご説明いたしました車両購入費の
減によるものございます。

次に、24節、積立金は、82万4千円を追加いたしております。これも歳入でご説明いた
しました、各基金の預金利子を積み立てるものでございます。

次に、3目、広域災害対応費15万1千円の追加は、先程、歳入で説明いたしました令和2
年7月豪雨に伴い、熊本県に緊急消防援助隊を派遣しましたので、その隊員の旅費を計上いた
しております。

次に、4款、1項、公債費、1目、元金は、391万4千円の減、2目、利子は、532万1千

円を減額するものでございます。これは、庁舎建築事業及び車両更新に伴う組合債の利子が確定したことによるものでございます。10ページ以下の、給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で令和2年度飯塚地区消防組合補正予算（第1号）の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますよう、お願いを申し上げます。

◎議長（上野 伸五）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

議案第6号「令和2年度飯塚地区消防組合補正予算 第1号」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

△議案第7号 飯塚地区消防組合消防本部消防署設置条例の一部を改正する条例

次に、議案第7号「飯塚地区消防組合消防本部消防署設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。笹尾消防長。

○消防長（笹尾 清隆）

議案第7号「飯塚地区消防組合消防本部消防署設置条例の一部を改正する条例」の提案理由と改正の内容についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお開き願います。

本案は、飯塚地区消防組合組織再編実施計画に基づき新設した庁舎に、飯塚地区消防本部及び飯塚消防署が移転・開庁することに伴い、位置を変更する必要があるため、提案するものでございます。

それでは、改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。次のページをお開き願います。

第2条及び第3条の改正は、消防本部及び消防署の位置をそれぞれ「飯塚市片島三丁目16番8号」から「飯塚市菰田52番地1」に改めるものでございます。

次に附則におきまして、この条例は、消防本部、消防署が移転・開庁する令和3年2月5日から施行することといたしております。

最後に、参考ではございますが、現在消防本部、消防署がある飯塚市片島三丁目16番8号の既存の庁舎につきましては、令和3年2月5日付けで、飯塚消防署片島分署に変更となります。

以上で、議案第7号「飯塚地区消防組合消防本部消防署設置条例の一部を改正する条例」の説明を終わります。ご審議のうえ、ご議決賜りますよう、お願いを申し上げます。

◎議長（上野 伸五）

提案理由の説明が終わりました。本議案につきましては、質疑通告書が提出されておりますので質疑を許します。9番、兼本芳雄議員。

○議員（兼本 芳雄）

こんにちは。よろしくお願いします。

片島分署についてですが、今後のあり方についてスケジュール等わかりましたら教えてください。

◎議長（上野 伸五）

篠崎総務課長。

○総務課長（篠崎 太望）

ご説明いたします。来年2月5日に飯塚消防署が飯塚市菰田に移転することから、現在の飯塚消防署は、令和3年2月5日より、既存庁舎を活用して片島分署として運用いたします。

片島分署では、24時間態勢で警備人員は10名、消防車両は救急車、はしご車を含めて6台を配置する予定です。現在の庁舎は、昭和57年の建築から40年が経過することから、消防組合の庁舎整備計画において、令和5年に庁舎の建替えを計画しております。庁舎規模につきましては、嘉麻分署や桂川部署と同規模の庁舎を想定しております。

敷地の活用について、片島分署を設けるほか、現在の訓練施設を活用した消防署全体の訓練センターとして整備することを想定しております。

なお、片島分署及び訓練センターの整備につきましては、現在構成市町の担当者を行っている組合負担金の協議の中で、新規に建替えるか庁舎等補修で対応するか協議を行っているところであります。

以上で説明を終わります。

◎議長（上野 伸五）

9番、兼本芳雄議員。

○議員（兼本 芳雄）

有難うございます。片島分署は新規で建て替えるか、補修で対応するか協議を行っているということですが、築40年が経過しています。この地域にとって片島分署の整備というのは、これまでに新しくできた消防庁舎と同等の消防力や職員の労働環境を維持することが大切だと思っています。

今回の庁舎の建設事業計画によって、他の分署や出張所は消防力が上がったわけですから、片島分署におきましても、他の庁舎と変わらないような整備や環境を前提に協議を進めていただくことを要望させていただきます。

最後になりますけど、コロナ感染症が嘉飯桂地区におきまして、いつどこで何が起こるか全く予測ができない状況となっています。この状況の中、消防職員におかれましては様々災害に対応し、私ども市民の安心安全のため昼夜間わずご尽力いただいております事をこの場をお借りして心から感謝を申し上げます。

今後も消防に課された任務はますます大きくなっていくものと感じていますので、今後ともよろしくをお願いします。

以上で終わります。

◎議長（上野 伸五）

本議案につきましては、他に質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

議案第7号「飯塚地区消防組合消防本部消防署設置条例の一部を改正する条例」を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

△議案第8号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」

次に、議案第8号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。笹尾消防長。

○消防長（笹尾 清隆）

議案第8号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」の提案理由と改正の内容についてご説明いたします。議案書の3ページをお開き願います。

本案は、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」が一部改正されましたので、関係規定を整備するため、提出するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。5ページをお開き願います。

今回の改正につきましては、近年の電気自動車等の普及に伴い、電気自動車等を充電する急速充電設備の設置が今後さらに増加することが予想されるため、改正するものでございます。

まず、条文中の語句について、「あって」「なった」及び「造った」の大書き表記を小書き表記とし、「充てん」を漢字表記に改めております。

次に、第8条の3第1項の改正は、第43条において第9号の次に新たに1号が追加されたため「第43条第10号」を「第11号」に読み替えるものでございます。次のページをお開き願います。

次は、第11条の2第1項の本文中、電気自動車等を定義するため文言の整理を行った他、充電する設備の全出力の基準を拡げるため、出力を「50キロワット」から「200キロワット」に改めるものでございます。

次に、同条同項に第1号として、充電設備の出力を200キロワットに緩和するため、「急速充電設備を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでな

い。」という内容を追加するものでございます。

次に、第4号から第6号においては、「電気自動車等」と定義付けしたため、文言の整理を行ったものでございます。

次に7ページ、第13号から第15号において急速充電設備の全出力拡大に伴う安全対策として、新たに「コネクタの落下防止措置」、「充電用ケーブルを冷却するために液体を用いるものの安全対策」、「複数の電気自動車等を同時に充電する際に異常を検知した場合の自動停止させる措置」の3号を追加するものでございます。

次に、同項第12号イを「異常高温とならないこと。」に改め、急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものに対し、自動的に停止させる安全対策措置として、新たに第16号ウ、エにおいて「温度の異常を自動的に検知する構造」及び「制御機能の異常を自動的に検知する構造」を追加するものでございます。号数の改正につきましては、第1号及び第13号から第15号が追加されたため、号数の整理を行うものでございます。次のページをお開き願います。

次に、第43条に第10号として、火災の発生のおそれのある設備で消防署長に届けなければならない設備として、「急速充電設備全出力50キロワット以下のものを除く。」という内容を追加し、以下1号ずつ繰り下げるものでございます。

最後に、附則におきまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものとしておりますが、経過措置として、この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている対象施設につきましては、従前の例によるものとしたしております。

以上で、議案第8号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」についての説明を終わります。ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

◎議長（上野 伸五）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結します。採決いたします。

議案第8号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

△議案第9号「専決処分の承認（飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」

◎議長（上野 伸五）

次に、議案第9号「専決処分の承認（飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。笹尾消防長。

○消防長（笹尾 清隆）

議案第9号「専決処分の承認（飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」の提案理由と改正の内容についてご説明申し上げます。議案書の10ページをお開き願います。

本案は、地方自治法第96条第1項第1号の規定により飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議会の議決を経なければなりません。特に緊急を要したため同法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認をお願いするものであります。

専決の内容は、令和2年11月6日付で一般国家公務員の給与についての人事院勧告が行われましたので、これを参考にして本消防組合職員の給与を改定するため、改正をいたしたものでございます。改正の内容につきましては、次ページの新旧対照表でご説明いたします。

飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例第26条において、第2項及び第3項で定める期末手当の支給率を「100分の130」から「6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125」に改正するものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

また、11月30日付で公布いたしておりますので、本年12月の期末手当については、改正後の支給率で支給をいたしております。

以上で、議案第9号「専決処分の承認（飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」の説明を終わります。ご審議のうえ、ご議決賜りますよう、お願いを申し上げます。

◎議長（上野 伸五）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

議案第9号「専決処分の承認（飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」を原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。

△議案第10号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること

◎議長（上野 伸五）

次に、議案第10号「公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。笹尾消防長。

○消防長（笹尾 清隆）

議案第10号「公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」の提案理由についてご説明申し上げます。議案書の12ページをお開き願います。

本案は、本消防組合の公平委員会委員でありました、飯塚市菰田東2丁目6番9号、樺島典仁氏の任期が満了となりましたので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、再任をお願いしようとするものであります。

以上で議案第10号「公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」の説明を終わります。本議会のご同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

◎議長（上野 伸五）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

議案第10号「公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」を原案どおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり同意されました。

△認定第1号 令和元年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定

◎議長（上野 伸五）

次に、認定第1号「令和元年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。笹尾消防長。

○消防長（笹尾 清隆）

認定第1号「令和元年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定」についてご説明いたします。議案書の14ページをお開き願います。

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。歳入歳出決算の状況と施策の成果報告の概要をご説明申し上げます。15ページをご覧ください。

はじめに、決算規模でございますが、歳入決算額は34億9,016万8千円、歳出決算額は29億8,444万5千円となっております。これを前年度決算額と比較しますと、歳入で2億8,585万円の増、歳出で1億2,351万8千円の減となっております。

次に、決算の収支につきましては、歳入歳出差引額は5億572万3千円で、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源4億7,240万円を差し引いた実質収支額は3,332万3千円の黒字となっております。

また、令和元年度の実質収支額から前年度の実質収支額9,635万5千円を差し引いた単年度収支額は6,303万2千円の赤字となっております。

次に、歳入の概要でございますが、歳入決算額34億9,016万8千円の、款別の構成比として主なものは、分担金及び負担金20億8,148万8千円の59.64%が最も高く、次に繰入金7億2,292万7千円の20.71%、次に組合債5億9,360万円の17.01%等となっております。

歳入のうち、分担金及び負担金の組合費負担金は前年度より1億1,622万1千円の減となっており、これは、飯塚市、嘉麻市及び桂川町の令和元年度 地方交付税消防費基準財政需要額のうち、常備消防費の100%に相当する額ですが、飯塚市、嘉麻市につきましては、市町村合併による普通交付税の特例算定加算額が30%に減額された額となっております。次のページをお開きください。

次に、歳出の概要でございますが、歳出決算額は29億8,444万5千円で、前年度決算額と比較して1億2,351万8千円の減となっております。

次に、性質別経費の状況につきましては、人件費18億9,885万2千円・構成比63.63%、物件費1億3,150万3千円・構成比4.40%、補助費等1,686万円・構成比0.56%、維持補修費121万1千円・構成比0.04%、投資的経費8億3,761万6千円・構成比28.07%、公債費6,871万7千円・構成比2.30%、積立金2,968万6千円・構成比1.00%となっております。

次に、施策の成果についてであります、「5事務事業の概要」以下に記載いたしておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、令和元年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定説明を終わります。ご審議のうえ、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（上野 伸五）

次に、認定議案に対する監査委員の決算審査報告をお願いいたします。永末雄大監査委員。

○監査委員（永末 雄大）

決算審査報告書、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、先に組合長から審査に付されました、令和元年度飯塚地区消防組合決算の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

審査は、歳入歳出決算と付属書類の合規性、計数の正確性及び財政収支の状況等について行いましたが、いずれも関係法令に準拠した処理がなされ、令和元年度における決算収支の状況を適正に表示していることが認められました。

次に、決算の概要について申し上げます。歳入総額34億9,016万8千円に対しまして、歳出総額は29億8,444万5千円で、歳入歳出差引額は5億572万3千円となり、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源4億7,240万円を差し引いた実質収支額は3,332万3千円の黒字となっております。

また、嘉麻分署及び山田出張所の消防ポンプ自動車を実地見分しましたが、管理状況は良好でありました。

以上、簡単に申し述べましたが、細部につきましては、お手元の意見書をご覧いただきたいと存じます。

おわりに、国の経済については、9月の月例経済報告で「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなか

で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」とされており、社会経済活動の再開による景気回復が期待されるものの、国内外の感染症の動向等に影響を受ける予断を許さない状況は依然として続くものと考えられ、消防組合を構成する各市町においても、依然として、景気の回復による財政状況の改善を見込むのは難しい状況であると考えられます。

さらに、飯塚市及び嘉麻市では、市町村合併に伴う地方交付税の特例算定が令和2年度で終了するため、地方交付税の常備消防費分を主な財源としている消防組合においてはその影響は非常に大きく、より一層厳しい財政状況になることが見込まれています。

このような状況の中、消防組合においては、平成25年度に策定した「飯塚地区消防組合組織再編実施計画」及び「飯塚地区消防組合財政健全化実施計画」に基づき、将来にわたって安定した消防行政を運営していけるよう、組織体制の再編、効率化を推し進められているところであります。

計画通り、令和3年度の新体制完全移行を達成し、限られた予算をより効果的、効率的に運用できる、地域情勢に適応した消防体制を構築することにより、さらに安全、安心な地域社会を確立できるよう、関係者の一層の努力を望むものであります。

以上終わります。

◎議長（上野 伸五）

提案理由の説明及び監査委員の決算審査報告が終了しましたが、質疑通告書の提出は、あっておりませんので質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

認定第1号「令和元年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定」を原案どおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり認定されました。

△報告第2号「専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」

◎議長（上野 伸五）

次に、報告第2号「専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」を議題とします。報告事項について説明を求めます。藤川消防署長。

○署長（藤川 伸之）

報告第2号「専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」について、ご説明申し上げます。議案書の36ページをお開き願います。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定により、交通事故に係る損害賠償の額を定める

こと及びこれに伴う和解について、令和2年7月16日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。事故の概要につきましては、2事故の概要及び37ページの図に記載のとおり、令和2年7月6日、8時22分頃、飯塚市鯉田で発生した救急事案に出動し、新飯塚駅入口交差点付近にて赤信号で、停車中のトラックを右側から追い越しをかけようとした際、トラック運転席側のサイドミラーと救急自動車助手席側のサイドミラーが接触し、トラックのサイドミラーを破損させたものでございます。損害の状況につきましては、人的損害双方なし、物的損害は、相手方運転席側サイドミラーのみで消防組合側はなしとなっています。

事故の原因は、緊急走行中の事故で、停車車両との間隔を十分にとっていなかったこと及び安全確認が不十分であったことが原因でございます。

過失割合は消防組合が100%、相手方は0%とし、消防組合が相手方に車両修繕料として、1万1,875円を賠償金として支払うものでございます。詳細につきましては、7の損害額及び賠償負担額の表に記載のとおりでございますが、損害賠償額1万1,875円は、公益社団法人全国市有物件災害共済会より支払われます。

このような事故を起こしたことは誠に遺憾であり、本議会に対しまして深く陳謝申し上げます。どうも申し訳ございませんでした。今後は、同種事故の再発防止に努め、指導の徹底を図って参る所存でございます。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

◎議長（上野 伸五）

報告事項に対する説明が終わりましたが、質疑通告書の提出は、あっておりませんので質疑を終結いたします。本案は、報告事項でありますので、ご了承を願います。

△一般質問

◎議長（上野 伸五）

次に、一般質問を行います。一般質問通告書が1件提出されておりますので発言を許します。

13番吉田健一議員。

○議員（吉田 健一）

こんにちは。失礼いたします。通告書に従い今回、消防体制の認識と現状についてお伺いいたします。

私は先日飯塚市議会の一般質問で、飯塚地区消防組合の負担金について確認しましたところ、本日の歳入の概要や監査委員のご説明でもありましたが、今後の消防組合の財政見通しとしては、毎年基金を取り崩しており、基金残高の残りは少なく、このままでは、令和4年度頃には、運営が厳しい見通しになるのではないかとということでありました。そういった状況をうけて、消防組合では、関係市町の財政課及び担当課と定例的に負担金の見直しを含めた協議を行っているという答弁を頂いております。

このことについては、私は、本年2月、当初予算であります第1回消防組合議会の中でも確

認をさせていただきました。私は、組合議員として組合運営に関する現状の把握が必要だと思い、再度確認をさせていただきます。内容についてお伺いしていきますのでお願い致します。

飯塚地区消防組合の消防体制の認識と現状について、救急隊の現状についてお聞きします。本年は、新型コロナウイルス感染症が拡大しており、救急現場の最前線で活動されている救急隊員の心身のご負担はかなり大きいものではないかと考えております。

現在の救急隊の資格取得者、救急車の配置状況、救急隊員の勤務態勢や育成方法について教えてください。

◎議長（上野 伸五）

篠崎総務課長。

○総務課長（篠崎 太望）

お答えいたします。現在の飯塚地区消防本部の救急隊員の状況としましては、救急隊員としての資格取得者の数は108名、そのうち36名が救急救命士の資格を取得しております。

次に、救急隊の配置状況としましては、飯塚地区消防本部の管轄であります飯塚市、嘉麻市、桂川町全体に救急隊7隊を配置しております。救急隊員は70名、予備の補充隊員として15名を配置しております。

次に救急隊の編成は、1隊あたり3名で編成しております。その3名の内1名は救急救命士としております。

次に、救急隊の勤務態勢は1当務あたり、24時間勤務で2交代制。休みは、3当務ごとに1週休としております。この3当務1週休のサイクルを4週間単位で指定しております。この勤務体制は、消防隊も同じ勤務体制でございます。

次に、救急隊の資格取得派遣状況としましては、令和2年度では、救急隊に必要な標準課程を修了させるため福岡県消防学校の救急課程に8名派遣いたします。

内訳は、一般職員のうち救急隊員を希望している者の中から4名、令和2年度新規採用者の中から4名、合計8名を新たに救急資格を取得させるために福岡県消防学校の救急課程に入校させます。なお、新規採用者の救急資格の資格取得につきましては、救急隊員を長期的に増員させるために、本年度から制度を設けて資格取得させるものであります。

次に、救急救命士の資格の取得につきましては、標準課程の資格を持つ救急隊経験者の中から救急救命士を希望するもの2名を選抜し、救急救命士養成所に毎年派遣いたしております。

以上が飯塚地区消防本部の救急隊員に関する状況であります。

◎議長（上野 伸五）

13番吉田健一議員。

○議員（吉田 健一）

只今、ご説明いただきました救急隊員の数は現状で、救急資格者が108名おられ、そのうち救命救急士が36名ということですが、資格取得にあたってはどのくらいの期間、どのくらいの費用がかかるのでしょうか。

また、今後の負担金の協議は構成市町と消防本部との間でどのくらい進んでいるのか、そのことについてお答えください。

◎議長（上野 伸五）

篠崎総務課長。

○総務課長（篠崎 太望）

お答えします。救急隊員の資格取得に要する期間と費用につきましては、一般的な救急資格である標準課程の取得に要する期間と費用としまして、福岡県消防学校の救急課程に入校する期間が令和2年度で1期当たり51日間、入校に要する費用が、1名あたり10万7,468円、8名で85万9,744円要します。

次に救急救命士の資格取得につきましては、東京都と北九州市に2つ御座います救急救命士養成所に入校いたします期間としまして、令和2年度で、1期当たり194日間、入校に要する費用は1名あたり222万2,340円、2名で444万4,680円要します。

以上が救急資格者の資格取得に要する期間と費用です。

次に消防組合の負担金協議の進捗状況としましては、先月11月24日に、構成市町担当者と協議を行いましたところ現在の組合負担金の算出方法では、令和4年度以降、組合負担金が不足することは構成市町の中で認識をして頂いております。

現在、検討しておりますのは、この不足額の内容と基金の今後の活用方法について考え方を整理しまして、令和4年度以降の組合負担金の適当な金額を検討していただいている状況であります。適当な組合負担金の額が算出、確定されれば、引き続き各市町の負担割合について協議されるものと考えております。

以上が組合負担金協議の進捗状況となります。

◎議長（上野 伸五）

13番吉田健一議員。

○吉田健一議員

現在、救急編成態勢として2市1町で7隊の救急隊を運用されているとのことですが、高齢化している社会や、コロナ禍という極めて緊急な世の中で、人命を助けるためにも、救急隊員にもしものことがあってはいけなく、隊員の絶対数が足りないのではないかと考えております。

消防本部としては、本年度より救急資格者を増やすため、新規採用者には全員資格取得させているとのことですが、先程説明がありましたとおり救急隊をつくるには大きな費用と時間がかかります。

このコロナ禍の中、地域住民の命を守るため、救急隊員を増やすことは緊急な課題だと思っております。消防組合と構成市町で行われている負担金の協議については、今後の救急体制も充実できるように、一刻も早く負担金の増額等について判断して頂くことを要望し今回の質問を終わります。

ありがとうございました。

◎議長（上野 伸五）

他に通告書の提出はあっておりませんので一般質問を終結いたします。

△署名議員の指名

署名議員を指名いたします。5番下川康弘議員、12番吉松信之議員、よろしくお願い致します。

△閉 会

以上をもちまして、議事日程のすべてを終了いたしました。

最後に議員の皆さま、コロナ禍の年末年始、ご自愛を頂きますように、また執行部の皆さま、消防署職員の皆さま、さらに厳しい環境での業務遂行になろうかと思いますが、地域住民の安心安全確保のために、さらなるご尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。来る新年が皆さまにとりまして、素晴らしい1年になりますようにご祈念を申し上げまして、令和2年第3回飯塚地区消防組合議会定例会を閉会致します。

よいお年をお迎えください、お疲れ様でした。

午後3時8分 閉会

●出席議員

（出席議員 11名）

1番 上野 伸五	9番 兼本 芳雄
2番 廣方 悟	10番 永末 雄大
5番 下川 康弘	11番 田中 武春
6番 畠中 博文	12番 吉松 信之
7番 田中 義幸	13番 吉田 健一
8番 坂口 政義	

●職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局書記	佐藤 康道
〃	倉石 和樹
〃	中野 貴博
〃	和多 良
〃	大塚 智史

●説明のため出席した者

組合長	片 峯 誠
副組合長	井 上 利一
消防長	笹 尾 清隆

次長兼警防課長	横 江 浩
飯塚署長	藤 川 伸 之
参与兼予防課長	坂 田 潤 治
総務課長	篠 崎 太 望
指令課長	上 尾 雄 一
副署長兼警備課長	松 岡 春 樹
警防課主幹	高 岩 伸 親
予防課長補佐	岡 松 則 人
会計管理者	藤 川 啓 司